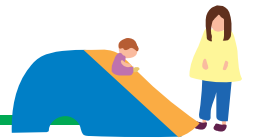




第3章 みどりのまちづくりの方向性



1. 基本理念

平成11年（1999年）5月に「豊中市みどりの基本計画」を策定し、みどりの役割を踏まえて、「既存のみどりの保全と育成」「都市のみどりづくり」「地域のみどりづくり」「市民参加に基づくみどりのまちづくり」を基本方針の柱とし、総合的にみどりの保全や緑化を推進してきました。

本計画の策定以降、多様化するみどりの役割を踏まえて、平成17年度（2005年度）に、それまでの施策に対する中間総括を行い、生物多様性に寄与するみどりの状況や人々のきめ細かなみどりへの関わりの成果が反映できる「みどり率」のほか、「選択と集中」による取組みの精査などの新たな考え方を計画に取り入れ、中間総括以降の取組みを推進してきました。

その結果、みどりに関する総括的な指標である「緑被率」は、平成27年（2015年）の調査結果では14.4%となっており、本計画策定前の平成7年（1995年）の調査結果15.5%より減少しているものの、中間総括時の平成17年（2005年）の調査結果13.1%より増加しています。「みどり率」についても、平成27年（2015年）の調査結果では25.7%となっており、緑被率と同じで地域差はあるものの、平成17年（2005年）の調査結果23.2%より増加しています。

また、都市公園の整備水準を示す住民1人当たりの公園・緑地面積については、市全域が市街化区域であるにもかかわらず、府内の平均値を大きく上回っています。みどりに対する市民の印象や満足度についても、地域差はあるものの全市的には「みどりの量が多い」又は「みどりの状況に満足」と答えた人が、「みどりの量が少ない」又は「みどりの状況に不満」と答えた人を上回っています。

これらのことから、これまで推進してきた施策の一定の効果が見られるため、今後のみどりのまちづくりの推進に当たっては、前計画の考え方を踏襲することを基本とし、前計画策定後の社会状況の変化や前章で整理した本市のみどりに関する現況や課題などを踏まえて、みどりのまちづくりに重要な視点を示しました。

こうした考え方などに基づき、市をはじめ、市民や事業者などが積極的にみどりに関わり、みどりに対する理解や関心を深め、適正な維持管理などによるみどりの質の向上などをめざすため、今後の市のみどりのあるべき姿やその実現に向けた基本方針などを示す「第2次豊中市みどりの基本計画」の基本理念を次のとおり設定します。

まちなかに人とみどりの笑顔があふれる豊中

市全域が市街化区域の本市において、みどりとの触れ合いやレクリエーション利用、みどりに関する活動などを通じて、人と人、人と地域がつながります。

また、自然環境や都市のみどりの適正な配置や維持管理により、生物多様性が保全され、地球温暖化防止やヒートアイランド現象の緩和に寄与した生き物や環境にやさしいまちが形成されるとともに、みどりが健全で質の高い状態に保たれた良好な住環境や景観が形成され、防災機能を備えた安全で快適なまちが形成されます。

これらの豊かなみどりの中で、季節を感じ、癒しや安らぎ、うるおいを享受しながら、人とみどりがいきいきし、元気で笑顔があふれるまちになることをめざします。



基本理念に基づき、本市のみどりのあるべき姿を示すみどりの将来像及びその実現に向けた基本方針を設定します。

みどりの将来像及び基本方針については、次項よりその考え方などを示します。



2. みどりの将来像

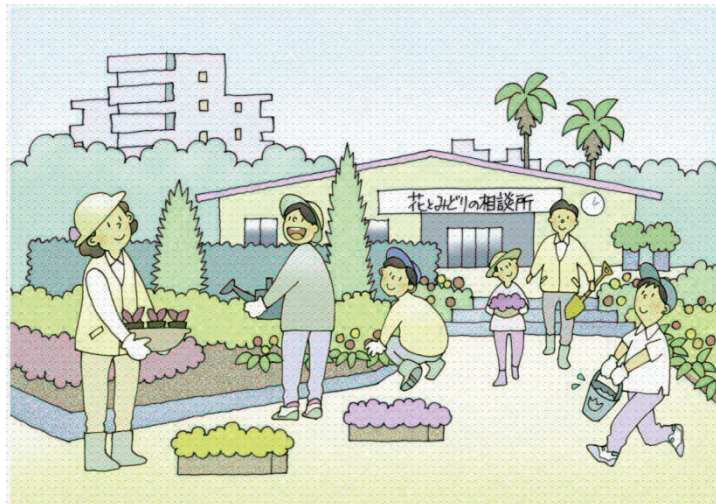
基本理念に基づき、本市のみどりのあるべき姿を示すものとして、みどりの将来像及びその姿をイメージするみどりの将来像図を設定します。

【みどりの将来像】

● 都市の利便性を享受しながら、人と人、人と地域がみどりでつながるまち

大阪都心部に近く、都市基盤の整備が進み、生活利便施設が充実するなど、高い水準の都市機能を有した利便性の高い都市として発展してきた本市では、その都市の利便性が享受されています。

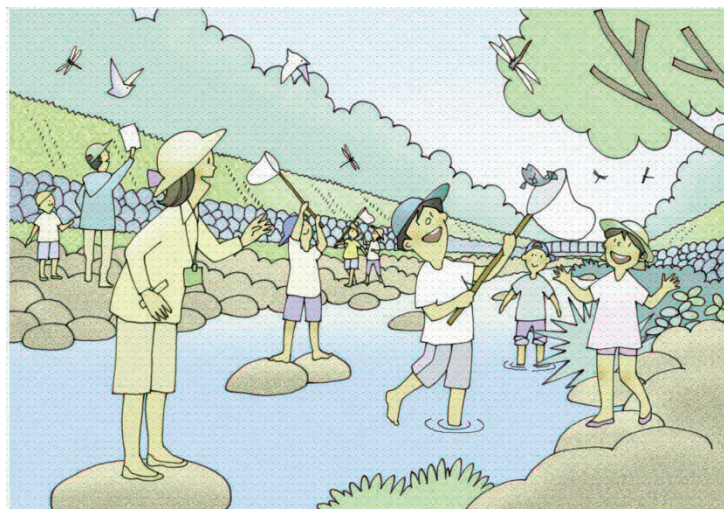
その中で、「みどりの拠点」となる公園・緑地などでのみどりとの触れ合いやレクリエーション利用、みどりに関する活動などを通じて、人と人、人と地域がつながり、都市と調和したみどりのまちづくりが進んでいます。



● 自然環境が保全された生き物や環境にやさしいまち

まとまりのあるみどり、歴史や文化を伝えるみどりなどの「みどりの拠点」、服部緑地や千里緑地、島熊山緑地などの自然のみどり、千里川や天竺川などの河川、中央幹線景観水路などの水路、これらを結ぶ一部の街路樹など、带状に連続性のあるみどりで形成される「みどりの軸」や大阪府が定める「みどりの風促進区域」のみどりのつながりが進んでいます。

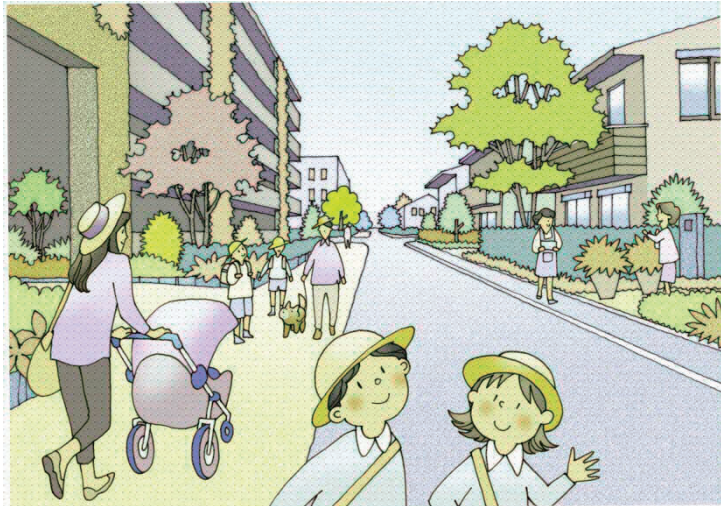
これらのみどりの適正な配置や維持管理を行うことで、生物多様性が保全され、地球温暖



化防止やヒートアイランド現象の緩和に寄与した生き物や環境にやさしいまちづくりが進んでいます。

● 都市のみどりによる良好な住環境や景観が形成されたまち

駅前や道路沿いの商業施設などでは、沿道緑化や壁面緑化、花壇やプランターなどを活用したみどりによる「賑わいのみどりのまちなみ」、住宅地や公共施設などでは、沿道緑化や壁面緑化、敷地内緑化、庭木、鉢植え、農地などの身近なみどりによる「住まいのみどりのまちなみ」、工業地などでは、事業所や工場などの沿道緑化や壁面緑化、敷地内緑化、花壇やプランターなどを活用したみどりによる「くらしと調和した産業のみどりのまちなみ」が形成され、それぞれの土地利用の特性に応じた緑化により「みどりのまちなみ」が形成されています。



「みどりの拠点」や「みどりの軸」が形成された中で、これらのみどりの適正な配置や維持管理を行うことで、良好な住環境や景観が形成されたまちづくりが進んでいます。

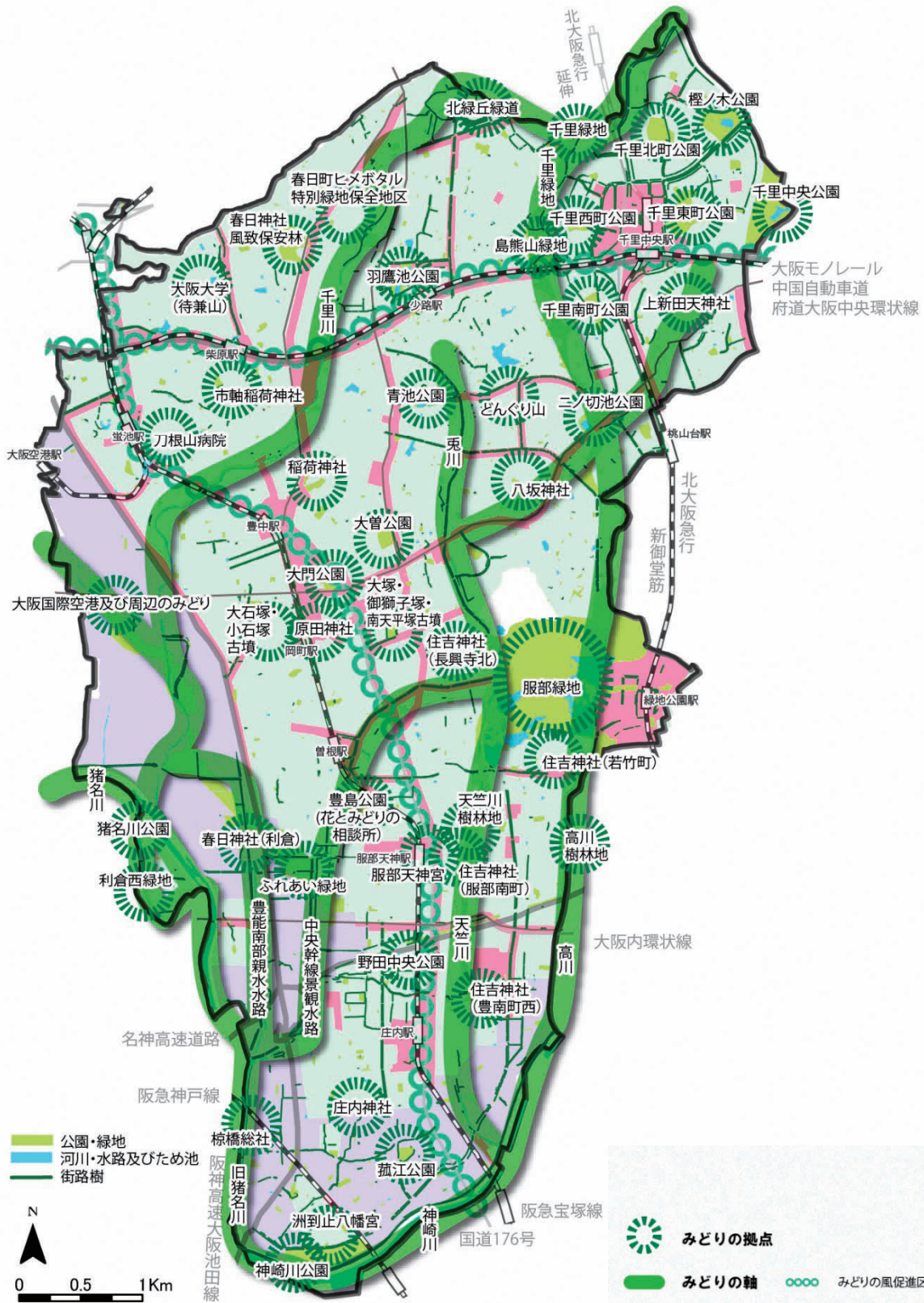
● みどりから季節を感じ、癒しや安らぎ、うれしい、安心感を享受できる安全で快適なまち

「みどりの拠点」や「みどりの軸」及び「みどりのまちなみ」が一体となることで、市内の各所で樹木や草花、農地、水面などのみどり、これらのみどりと共生する鳥獣類や魚類、昆虫などを身近に目にすることができます。

また、みどりや生き物から季節を感じ、癒しや安らぎ、うれしいを享受し、「みどりの拠点」の中の防災機能を備える公園・緑地などのみどりから安心感を享受できる安全で快適なまちづくりが進んでいます。



【みどりの将来像図】



3. 基本方針

国土交通省国土技術政策総合研究所の研究報告※には、「これまでの都市緑地政策では、都市公園の量の確保や開発圧に対するみどりの保全が重視されてきましたが、都市公園の量が充足するなどの社会状況の変化に伴い、単にみどりを「つくる」「守る」だけではなく、みどりを「育てる」「活かす」といった視点を加えることが求められています」と示されており、昨今では「守る」「育てる」「つくる」「活かす」といった視点が重要視されています。

これらの考え方を踏まえて、みどりの将来像の実現に向けて、「みどりを守り育てる」「みどりをつくる」「みどりを活かす」の3つの視点から施策などの柱となる基本方針を設定します。

※「これからの社会を支える都市緑地計画の展望 人口減少や都市の縮退等に対応したみどりの基本計画の方法論に関する研究報告書」（2016年）

【基本方針1】

「みどりを守り育てる」 受け継がれてきたみどりの保全や育成

市内の服部緑地や千里緑地、島熊山緑地などの自然のみどりは、多様な生き物が生息・生育し、自然環境の保全活動の場として利用されており、原田神社や春日神社、稲荷神社などの社寺林、桜塚古墳群などの文化財の樹林地などは、古くからの豊中の歴史や文化を伝えるみどりとして大切に守られています。

千里中央公園や豊島公園、ふれあい緑地などの公園・緑地は、市民の憩いの場となるなど、多くの目的で利用されており、街路樹や緑道は、日常生活の中で木陰や景観を形成し、癒しや安らぎ、うるおいや季節感を提供しています。

千里川や天竺川などの河川・水路やため池のみどりは、くらしにうるおいのある景観を提供し、冷涼な空気を運ぶ風のみちとなり、魚類や鳥類などの多様な生き物が生息・生育する場所ともなっています。

農地のみどりは、景観形成やヒートアイランド現象の緩和とともに、多様な生き物を生み出す空間でもあり、市民農園などのレクリエーションの場としても活用されています。

これらのみどりを次世代に継承していくため、北摂山系とのつながりやみどりのネットワークの形成に配慮しながら、市民との協働やみどりの適正な維持管理などにより、受け継がれてきたみどりを守り育てます。

【基本方針2】

「みどりをつくる」 都市のみどりや地域の身近なみどりの創出

市内では、駅前や道路などの公共施設をはじめ、学校などの教育施設、住宅地や商業施設、工場、病院などの様々な場所で、視覚的効果のある沿道緑化や壁面緑化、庭木、鉢植え、花壇やプランターなどによる緑化が行われています。

また、風致地区における都市景観づくり、緑地協定や地区計画、都市景観形成推進地区、景観形成協定などの良好なみどりの景観を形成する制度、宅地化などの開発行為に伴う「豊中市環境配慮指針」に基づく緑化協議などの法的な制度により、みどりづくりが進んでいます。

これらのみどりにより、木陰や良好な景観が形成されるとともに、大気が浄化され、日常的に目に触れることで、人々は癒しや安らぎ、うるおいや季節感を感じています。また、身近に樹木や草花のみどりがあふれることで、良好な住環境が保たれ、市の魅力や地域の特性が生まれています。

これらの都市のみどりや地域の身近なみどりの重要性を踏まえて、市民との協働によるみどりのまちづくりや適切な緑化支援の取組みなどにより、市街地や沿道、公共施設、住宅地などのみどりを創出します。

【基本方針3】

「みどりを活かす」

みどりを活かした安全で快適なくらしの実現

市内では、通勤・通学や散歩、レジャー、家庭でのみどりの手入れを行う際などに、景色としてみどりを眺め、触れ合うなど、人々が日常的にみどりと深い関わりを持ちながら生活し、景観や都市環境が形成されたまちの中で、癒しや安らぎ、うるおいや季節感を享受するなど様々なみどりの恩恵を受けています。

公園・緑地などのみどりは、子どもたちの遊び場や子育て、健康づくり、お祭り、自然観察、昆虫採集などのレクリエーションの場として様々な年代の人々に活用され、公園・緑地などのみどりの中にある野球場やテニスコートなどの運動施設においては、そのみどりが運動を支える役割を果たしています。

また、学校児童の保護者などで作られる団体、地域活動やみどりの保全活動を行う団体などにも活用され、地域住民との連携による公園・緑地の維持管理も進んでおり、コミュニティの形成や市民活動を促進する場として活用されています。

そのほか、災害時における避難場所や防災活動拠点、仮設住宅の用地となるとともに、防災施設を整備したところでは、その機能を果たすなど、防災・減災の役割を持つ重要な拠点となっています。

また、学校などの教育の場のみどりは、自然観察や緑化活動などの環境学習に活用され、農地のみどりは、農体験などの環境学習や市民農園での作物栽培などが行われるなど、いろいろな場所や場面においてみどりは活用されています。

こうしたみどりの活用が、心と体の健康づくりや安全で快適なまちづくり、みどりに関する活動を支える人材の発掘や育成などにつながることから、公園・緑地の魅力や利便性の向上を図り、みどりを機能的に配置するなど、みどりと触れ合える環境づくりを推進するとともに、適切な情報発信や普及啓発などにより、みどりを通じた人と人、人と地域のつながりの形成を推進し、みどりを活かした安全で快適なくらしの実現を推進します。

4. 計画の目標

みどりの将来像の実現に向けた目標値を掲げるとともに、本計画の達成状況などを評価するため、目標年次である平成39年度（2027年度）の計画目標を設定します。

また、施策に基づく事業の状況把握と評価を行うため、計画目標とは別に施策に関するモニター指標を設定します。

【計画目標】

項目	2005年度 (中間総括時)	2015年度	前計画の 目標値	目標値 (2027年度)	長期目標値
みどり率	23.2%	25.7%	27.0% (第2次豊中市 環境基本計画)	27.0%	28.0%
緑被率	13.1%	14.4%	17.0%	15.7%	17.0%
みどりに対する 満足度	65.3% (2011年度)	67.2%	—	70.0%	—
市民一人当たりの 公園・緑地面積	6.47 m ²	7.17 m ² (2016年度)	7.0 m ²	7.17 m ²	—
公園・緑地に 対する満足度	—	51.8%	—	60.0%	—
みどりに関する イベント参加者数	16,245人 (1999～ 2005年度)	105,604人 (2006～ 2015年度)	—	150,000人 (2018～ 2027年度)	—

【目標設定の考え方】

<みどり率>

本計画の対象とするみどりである樹林・樹木、草地、農地、水面（河川・水路やため池）、屋上緑化が市域に占める割合を評価します。

<緑被率>

本計画の対象とするみどりの核となる樹林・樹木が市域に占める割合を評価します。

<みどりに対する満足度>

みどりの量だけでなく、みどりの質の観点を含めて判断される当該項目により、その双方を評価します。

<市民一人当たりの公園・緑地面積>

都市の人口規模を勘案して、市内にある公園・緑地の面積を評価します。

<公園・緑地に対する満足度>

公園・緑地の量（面積）だけでなく、公園・緑地の質の観点を含めて判断される当該項目により、その双方を評価します。

<みどりに関するイベント参加者数>

自然環境啓発イベントやヒメボタル学習会・観察会、みどりのフォーラム、花いっぱい運動写真展、花とみどりの講習会など、市が主催、若しくは他の団体などと連携して行うみどりに関するイベントによる普及啓発の成果やみどりに対する関心度を評価します。

【目標値の考え方】

〈みどり率・緑被率〉

■緑被率

- ①前計画では、当時の文献で一般的なみどり豊かな環境のめやすとして示されていた緑被率 15%を基準に、市民アンケートからは地域のみどりに対して、「満足」が「不満」を上回った 11 校区のうち 9 校区で緑被率 20%以上であったことなどを勘案し、市民が満足を得られる緑被率は 20%であると考え、長期目標を 20%、中期目標を 17%と定めています。
- ②「みどりに対する市民意識」では、市全体及び 7 地域のすべての地域で、「みどりの量が多い」「みどりの量に満足」と答える人が、「みどりの量が少ない」「みどりの量に不満」と答える人を上回っている状況です。
- ③前計画策定時に現況資料として用いた平成 7 年（1995 年）調査の緑被率は 15.5%で、その数値を勘案して前計画の目標値を定めましたが、平成 27 年（2015 年）調査の緑被率は 14.4%です。また、昭和 50 年（1975 年）以降の概ね 40 年間の緑被率は、11.3%～15.6%の間で推移しています。
- ④前計画策定以降も宅地化などが進み、樹林・樹木を植栽する新たな空間の確保はより難しい状況となっています。

これらのことから、今後 10 年間で前計画の目標値を達成することは難しい状況ですが、大阪府内の市町村が策定する「緑の基本計画」の指針となる大阪府の「みどりの大阪推進計画」において、市街化区域における「樹林・樹木を対象とする緑被率」の目標値として示されている数値が 15.0%であること、この 10 年間で樹林・樹木の面積が 480.6ha から 526.0ha になり、約 1.09 倍になっていることを踏まえて、平成 39 年度（2027 年度）の目標値を 15.7%と設定します。

また、緑被率の調査を開始した昭和 39 年（1964 年）の数値がこれまでで最も高い 17.1%であったこと、前計画の中期目標が 17.0%であったことなどを踏まえて、長期目標値を 17.0%と設定します。

■みどり率

- ①樹林・樹木は、緑被率 15.7%の場合の面積となる 574.6ha をめざします。
- ②草地は、「みどりの大阪推進計画」に示されている市街化区域における草地面積の割合の目標値の 5%を上回っていますが、開発行為に伴う緑化協議や緑化啓発などにより、平成 27 年度（2015 年度）値の 285.6ha より増加させることをめざします。
- ③農地は、この 10 年間の減少率が 11.0%で、この傾向が現行のまま推移した場合は 50.6ha となりますが、多様な制度の活用や保全啓発などによりその減少率の抑制をめざします。
- ④水面は、この 10 年間の減少率が 4.4%で、この傾向が現行のまま推移した場合は 66.6ha となりますが、適正な維持管理や保全啓発などによりその減少率の抑制をめざします。

第3章 みどりのまちづくりの方向性

⑤屋上緑化は、この10年間の増加面積が0.6haで、この傾向が現行のまま推移した場合は2.4haとなりますが、緑化啓発などによりさらなる増加をめざします。

これらの考え方と「第2次豊中市環境基本計画」の目標値が27.0%であったことを踏まえて、27.0%を目標値として設定します。

また、緑被率17.0%の場合における平成39年度(2027年度)の目標値をベースに算出したみどり率は28.3%となりますが、樹林・樹木の成長などに伴う草地や水面などの減少、減少傾向の農地や水面の推移などを勘案して、長期目標値を28.0%と設定します。

[みどり率27%の各対象の面積及び割合のイメージ]

対象	2015年度 面積 (ha)	割合 (%)	目標面積 (ha)	目標割合 (%)
樹林・樹木	526.0	14.4	574.6	15.7
草地	285.6	7.8	291.5	8.0
農地	56.9	1.6	51.6	1.4
水面	69.7	1.9	68.0	1.8
屋上緑化	1.8	0.0	2.5	0.1
合計	940.1	25.7	988.2	27.0

※小数点第二位を四捨五入しているため、数値の合計が合わない箇所があります。

<みどりに対する満足度>

「みどりに対する市民意識」では、概ね地域のみどりの満足度は過半数を超えていましたが、同調査の過去5年間のみどりの満足度で最も高かった数値が69.1%であることを踏まえて、過半数を満たしていなかった南部の満足度を60.0%、平均値を下回る中北部、西部の満足度を65.0%、平均値を上回る北部、北東部、中部、東部の満足度は平成27年度(2015年度)値の維持をめざして、70.0%を目標値として設定します。

[目標満足度70%の各地域の割合のイメージ]

地域	回答者数 (人)	2015年度 満足度 (%)	目標満足度 (%)
北部	378	72.2	72.2
北東部	418	81.8	81.8
中北部	654	59.5	65.0
中部	585	67.5	67.5
西部	124	57.3	65.0
東部	301	83.4	83.4
南部	387	49.1	60.0
全域	2,847	67.1	約70.0

＜市民一人当たりの公園・緑地面積＞

「豊中市都市公園条例」に定める市民一人当たりの公園・緑地面積の標準の5㎡よりも多く、大阪府の住民一人当たりの公園・緑地面積の5.37㎡を上回っていることから、平成28年度（2016年度）値の7.17㎡を目標値として設定します。

＜公園・緑地に対する満足度＞

「みどりに対する市民意識」では、地域の公園・緑地に対する満足度の多くは過半数を超えていましたが、過半数を満たしていなかった中北部、西部、南部の満足度を50.0%、満足度を向上させる地域として、北部、中部の満足度を60.0%、北東部の満足度を70.0%、最も高い東部の満足度は平成27年度（2015年度）値の維持をめざして、60.0%を目標値として設定します。

〔目標満足度60.0%の各地域の割合のイメージ〕

地域	回答者数（人）	2015年度満足度（%）	目標満足度（%）
北部	124	52.5	60.0
北東部	169	67.6	70.0
中北部	185	41.2	50.0
中部	195	57.7	60.0
西部	25	40.3	50.0
東部	139	71.6	71.6
南部	77	33.5	50.0
全域	927	51.8	約60.0

＜みどりに関するイベント参加者数＞

平成18年度（2006年度）から平成22年度（2010年度）、平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）のそれぞれ5年間の累計の参加者数の推移は、46,632人から58,972人になっており、10,000人程度の増加が見られることから、今後においても、市民ニーズを反映した魅力ある様々な内容のイベントを開催するなど、同程度の参加者数の増加をめざして、平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）の累計の参加者数を70,000人、平成35年度（2023年度）から平成39年度（2027年度）の累計の参加者数を80,000人と設定し、平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）の累計の目標値を150,000人と設定します。

【モニター指標の設定】

保護樹指定本数や緑化樹配付本数、公園・緑地の整備箇所数、自主管理協定制度活動箇所数、緑化リーダー養成講座修了者数、豊中みどりの交流会参加者数、緑視率など、主に経年変化を年単位で数値化できるものを取りまとめます。

5. みどりの配置方針

みどりの将来像やその実現に向けて設定した基本方針の実効性を高めるため、みどりの役割が効果的に活かされ、即地的な観点からその役割が有機的にネットワークできるように系統的にみどりを配置することが重要です。

このため、みどりの配置方針については、みどりの将来像図に示した「みどりの軸」や「みどりの拠点」とのつながりを念頭に置いて、景観形成系統、都市環境の形成及び生物多様性保全系統、レクリエーション及び市民交流系統、防災・減災系統の4つの系統別にそれぞれの配置の考え方を示します。

(1) 景観形成系統の配置方針

① 配置方針

自然環境や都市のみどりは、都市景観を形成するうえで重要な役割を果たすことから、長期的な都市景観形成の方向性を示す羅針盤である「豊中市都市景観形成マスタープラン」に位置付けられた「拠点景観」「軸景観」「地区景観」の骨格景観を踏まえて、癒しや安らぎが得られる良好な都市景観の形成に資するみどりの配置をめざします。

② 配置計画

ア. 拠点景観の形成

都市景観のアクセントやランドマークになる公園・緑地や自然のみどり、公共施設などのまちなみのみどり、歴史や文化を伝えるみどりを配置します。

《公園・緑地や自然のみどり》

服部緑地、千里緑地、島熊山緑地、ふれあい緑地、利倉西緑地、猪名川公園、千里中央公園、千里東町公園、榎ノ木公園、羽鷹池公園、赤坂上池公園、二ノ切池公園、野田中央公園、久保公園、豊島公園、青池公園、北緑丘緑道、大阪大学（待兼山）、刀根山病院、大阪国際空港及び周辺のみどり、春日町ヒメボタル特別緑地保全地区、春日神社風致保安林、どんぐり山など

《公共施設などのまちなみのみどり》

豊中市役所、文化芸術センター、中央公民館、千里文化センター「コラボ」、原田下水処理場、庄内下水処理場、豊中市伊丹市クリーンランド、北消防署新千里出張所、豊島温水プール、高川複合施設、エトレ豊中、ルシオーレ、永寿園とよなか、市立豊中病院、とよなかハートパレット、介護老人保健施設かがやき、高校野球発祥の地記念公園、大阪国際空港、大阪音楽大学など

《歴史や文化を伝えるみどり》

春日神社（宮山町・利倉）、上新田天神社、稲荷神社、市軸稲荷神社、八坂神社、原田神社、住吉神社（長興寺北・若竹町・服部南町・豊南町西）、服部天神宮、棕橋総社、庄内神社、洲到止八幡宮、御神山古墳、大塚古墳、御獅子塚古墳、南天平塚古墳、大石

塚古墳、小石塚古墳、原田城跡、旧新田小学校校舎、春日大社南郷目代今西氏屋敷、蘇鉄（安楽寺）などの社寺林や文化財など

イ. 軸景観の形成

連続した特徴的な景観を有する緑地や河川・水路、道路などのみどりを配置します。

《緑地及び河川・水路並びに道路のみどり》

千里緑地、猪名川、旧猪名川、千里川、高川、天竺川、神崎川、兎川、中央幹線景観水路、豊能南部親水水路、旧能勢街道、明治以降の能勢街道、旧箕面街道、三国街道、旧吹田街道、勝尾寺街道、伊丹街道、鎌倉街道（京街道）の街路樹など

ウ. 地区景観の形成

自然・地形的条件、土地利用の現況、景観特性などを踏まえて、まとまりや特徴のある地区を抽出し、その地区の有する特色を活かしながら、個性豊かで、魅力あふれるみどりを配置します。

《住宅のまちなみのみどり》

千里ニュータウン地区、少路・野畑・緑丘地区、柴原・待兼山地区、上新田地区、東豊中地区、東泉丘・西泉丘地区、玉井町・末広町地区、桜塚地区、野田地区など

《都市や地域の顔のまちなみのみどり》

千里中央地区、豊中・岡町駅周辺地区、庄内駅周辺地区、少路駅周辺地区、柴原駅周辺地区、蛍池駅周辺地区、緑地公園駅周辺地区、曽根駅周辺地区、服部天神駅周辺地区など

《複合機能のまちなみのみどり》

庄内地区、豊南町地区など

《工場・倉庫のまちなみのみどり》

大阪国際空港周辺、神崎川周辺など



(2) 都市環境の形成及び生物多様性保全系統

① 配置方針

自然環境や都市のみどりは、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和、生き物の生息・生育地や移動できる場所の確保につながるなど、環境や生物多様性を保全する重要な役割を果たしています。

このことから、まとまりのあるみどりなどの「みどりの拠点」及びこれらを結び河川・水路、街路樹などの「みどりの軸」とのネットワーク化を推進することにより、多様な生き物の生息・生育空間の保全・創出及びクールスポットや風のみちなどを形成し、快適な都市環境の形成及び生物多様性の保全に資するみどりの配置をめざします。

② 配置計画

ア. エコロジカル・ネットワークの形成

「みどりの拠点」や「みどりの軸」のみどりの保全や育成を推進するとともに、「中核地区」「拠点地区」「回廊地区」「緩衝地区」といった段階ごとに生き物の生息・生育地や移動できる場所などを分類し、それらを適正に保全するなど、エコロジカル・ネットワークの形成に資するみどりを配置します。

《中核地区》

都市の郊外に存在し、他の地域への動植物種の供給などに資する核となる緑地です。

服部緑地、千里緑地、島熊山緑地、利倉西緑地、猪名川公園、千里中央公園、千里東町公園、大阪大学（待兼山）、刀根山病院、大阪国際空港及び周辺のみどり、春日町ヒメボタル特別緑地保全地区、春日神社風致保安林など

《拠点地区》

市街地に存在し、動植物種の分布域の拡大などに資する拠点となる緑地です。

ふれあい緑地、榎ノ木公園、千里西町公園、千里南町公園、羽鷹池公園、青池公園、天竺川樹林地、高川樹林地、北緑丘緑道、どんぐり山など

《回廊地区》

中核地区と拠点地区を結び動植物種の移動空間となる河川や緑道などの緑地です。

服部緑地、千里緑地、猪名川、旧猪名川、千里川、高川、天竺川、神崎川、兔川、中央幹線景観水路、豊能南部親水水路、街路樹など

《緩衝地区》

中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含む緩衝地帯です。

中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接するみどり

イ. 地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和

まとまりや連続性のあるみどりを確保するとともに、大阪府と連携して「みどりの風促進区域」の緑化を推進し、クールスポットや風のみちを形成するなど、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和に資するみどりを配置します。

《みどりの風促進区域》

国道 176 号、府道大阪中央環状線の沿線のみどり

《クールスポット》

まとまりのあるみどりや公園・緑地、河川・水路、ため池、街路樹、生産緑地地区、社寺林や文化財のみどりなど

《風のみち》

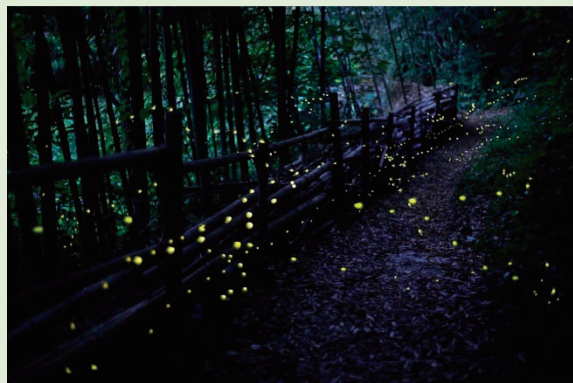
河川・水路及び連続性のある緑地など

コラム 希少な生き物「ヒメボタル」の保全

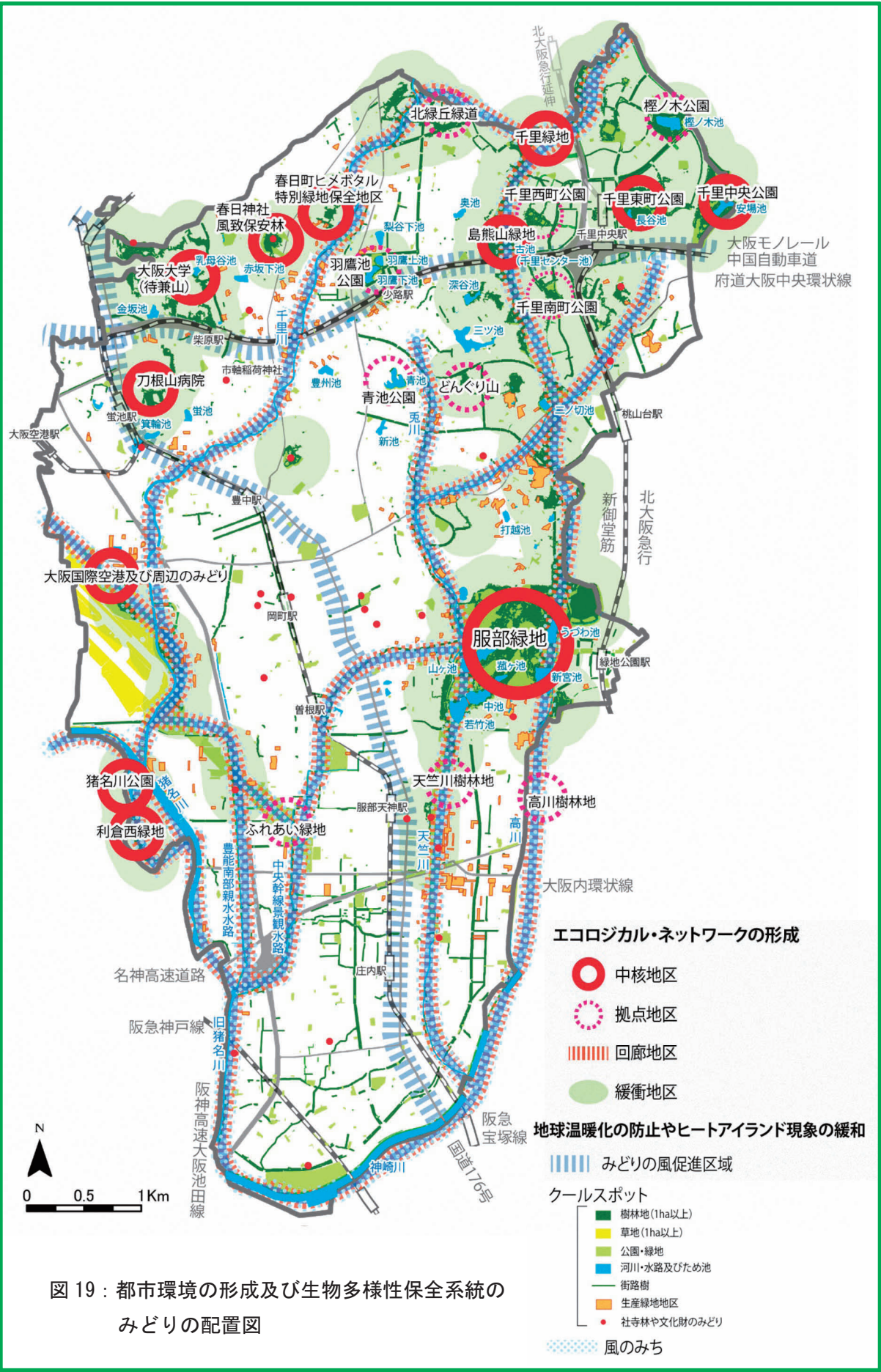
豊中市の春日町 2・3 丁目に、大阪府で準絶滅危惧種に指定されているヒメボタルが生息している地区があります。ヒメボタルは、生涯を陸で過ごすホタルで、昭和 62 年（1987 年）に市内での生息情報が寄せられたことを契機に、豊中市において、平成 2 年（1990 年）～平成 3 年（1991 年）に大規模な生態調査を行い、13 か所の生息地を確認しました。

その後、開発行為などに伴い、現在ではほとんどの生息地が消滅していますが、その当時、市内最大の生息地であった春日町 2・3 丁目の生息地を保全するため、平成 4 年（1992 年）に、地域住民などで構成する「豊中ヒメボタルを守る会」が発足され、同団体と豊中市との協働による保全活動を始めました。平成 14 年（2002 年）には、春日 3 丁目蛸会、NPO 法人とよなか市民環境会議アジェンダ 21 を加えた 4 者による「ヒメボタル保護者会」を発足し、「ヒメボタル学習会・観察会」などの自然環境啓発にも力を入れてきました。また、平成 28 年（2016 年）には、同生息地の約 1ha を都市緑地法に基づく「春日町ヒメボタル特別緑地保全地区」に指定し、平成 29 年度（2017 年度）には、さらなる保全と活用に向けた同地区の整備を行いました。

近年、開発行為などによる市街化が進み、人間の生活が豊かになっていく一方で、自然環境の減少や生態系の乱れなどが懸念されていますが、豊中市のヒメボタルの保全を通して、自然環境を守っていくことの大切さを認識していくことが必要です。



春日町ヒメボタル特別緑地保全地区



(3)レクリエーション及び市民交流システムの配置方針

①配置方針

公園・緑地などは、人々の休息の場となるとともに、子どもたちの遊び場や子育て、健康づくり、お祭り、自然観察や昆虫採集など、様々なレクリエーションの場としての重要な役割を果たしています。また、学校児童の保護者などでつくられる団体、地域活動やみどりの保全活動を行う団体などにも活用され、コミュニティの形成や市民活動を促進する場となっています。

その拠点となる公園・緑地などのみどりの適正な維持管理や施設の充実を図るとともに、コミュニティ形成の場の創出やみどりに関する活動の場の提供を推進し、多様化する要望を踏まえたレクリエーション及び市民交流に資するみどりの配置をめざします。

②配置計画

ア. レクリエーションの拠点づくり

野球場やテニスコートなどの運動施設を有する公園・緑地の整備、「豊中市公園施設長寿命化計画」に基づく公園・緑地における遊具の更新や「都市公園移動等円滑化基準」に基づくバリアフリー化、花とみどりの名所づくり、農地を活用した市民農園における自家用野菜などの栽培、これらを結ぶ緑地や河川・水路、街路樹の整備など、レクリエーション利用を促進するみどりを配置します。

《運動施設を有する公園・緑地及び運動施設》

服部緑地、ふれあい緑地、猪名川公園、千里東町公園、千里北町公園、神崎川公園、豊島公園、二ノ切池公園、大門公園、スカイランドHARADA、野畑庭球場

《遊具の更新やバリアフリー化を進める公園・緑地》

市が管理する公園・緑地

《花とみどりの名所》

バラ園：ふれあい緑地、豊島公園、清谷池公園、二ノ切池公園

花しょうぶ園：千里東町公園、赤坂上池公園

都市緑化植物園：服部緑地

花観賞：服部緑地、ふれあい緑地、利倉西緑地、千里中央公園、豊島公園（花とみどりの相談所）、大曾公園、新千里4号線、新千里北町第2号線、服部天神駅利倉東線、曾根服部緑地線、宮山町第57号線、中央幹線景観水路、緑化樹木見本園、記念樹の森、宮山つつじ園、野田堤防、旧猪名川堤防、天竺川堤防、千里川堤防、さくら広場、東光院菘の寺など

並木（紅葉）：神崎刀根山線、穂積菰江線、豊中柴原線、小野原豊中線、上新田第23・24号線、上野新田線、旭丘中通り線、千里園熊野田線、曾根服部緑地線、松葉通り唐川線、勝部第3号線、庄内中央緑道、天竺川、高川など

自然が豊かなみどり：服部緑地、千里緑地、島熊山緑地、利倉西緑地、猪名川公園、千里中央公園、千里東町公園、大阪大学（待兼山）、刀根山病院、

大阪国際空港及び周辺のみどり、春日町ヒメボタル特別緑地保全地区、春日神社風致保安林、どんぐり山など

《農地の活用》

市民農園

《レクリエーション拠点を結ぶみどり》

服部緑地、千里緑地、河川・水路、街路樹など

イ. 市民交流の拠点づくり

公園・緑地の占用許可や地域住民が公園・緑地などの維持管理に参加する「自主管理協定制度」などを活用したコミュニティ形成の場の創出、市と協働で行う市民のみどりに関する活動の場の提供など、コミュニティ形成及び市民活動を促進するみどりを配置します。

《コミュニティ形成の場》

公園・緑地、河川・水路、街路樹など

《市民活動の場》

服部緑地、千里緑地、島熊山緑地、ふれあい緑地、豊島公園（花とみどりの相談所）、千里中央公園、千里東町公園、環境交流センター、緑と食品のリサイクルプラザ、春日町ヒメボタル特別緑地保全地区、春日神社風致保安林、どんぐり山など



図 20 : レクリエーション及び市民交流系統のみどりの配置図

(4)防災・減災システムの配置方針

①配置方針

公園・緑地などは、災害時に多発する可能性のある火災に対して、延焼を防止する機能を有するとともに、災害時の避難場所あるいは防災活動の拠点となり、仮設住宅の用地にもなるほか、道路や河川・水路などのみどりは、延焼遮断帯の形成につながるなど、防災上の重要な役割を果たしています。

このことから、「豊中市地域防災計画」を踏まえて、地域の防災拠点となる公園・緑地の防災機能の強化のほか、街路樹の整備などの沿道緑化などにより、防災・減災に資するみどりの配置をめざします。

②配置計画

ア. 豊中市地域防災計画で位置付ける場所での防災空間の確保

大阪府が整備する「後方支援活動拠点」の服部緑地と連携し、災害時の一時的な避難場所となる空地面積が概ね 1,500 m²以上の「一時避難場所」、大規模な火災などが発生し、その延焼火災に対して有効な遮断ができる空地がある面積が概ね 10ha 以上の地区で、災害時の避難場所となる「広域避難場所」、災害時に応援部隊が大量の応急活動、復旧活動用の資機材などを搬入し、その活動拠点となる「応援受入拠点」において、災害時に利用できるオープンスペースの確保や防災施設の整備を行うなど、防災空間の確保につながるみどりを配置します。

《一時避難場所》

空地面積が概ね 1,500 m²以上の公園・緑地

《広域避難場所》

大阪大学豊中地区、服部緑地地区、野田中央公園周辺地区

《応援受入拠点》

服部緑地、大曽公園、大門公園、菰江公園

《後方支援活動拠点》

服部緑地

イ. 公園・緑地及び街路樹並びに水面・農地による防災空間の確保

公園・緑地での災害時に利用できるオープンスペースの確保や防災施設の整備、街路樹の整備などの沿道緑化や水面・農地の保全など、防災空間の確保につながるみどりを配置します。

《防災施設を有する公園・緑地》

耐震性貯水槽（防火水槽）や雨水貯留施設、マンホールトイレなどがある公園・緑地

《延焼遮断帯となる街路樹及び水面並びに農地》

広域緊急交通路：名神高速道路、中国自動車道、阪神高速道路（大阪池田線）、国道 176 号、国道 423 号、国道 479 号、国道 171 号、府道大阪中央環状線、

府道西宮豊中線、府道大阪池田線、府道服部緑地2号線、緑地北側線、
曽根服部緑地線

地域緊急交通路：府道豊中亀岡線、府道旧大阪中央環状線、府道伊丹豊中線、曽根箕面
線、神崎刀根山線

水面：河川・水路、ため池

農地：生産緑地地区

《防災街区整備地区計画（庄内・豊南町地区）》

街路樹や緑道整備などによるみどり

コラム ご存知ですか？「市の木」と「市の花」

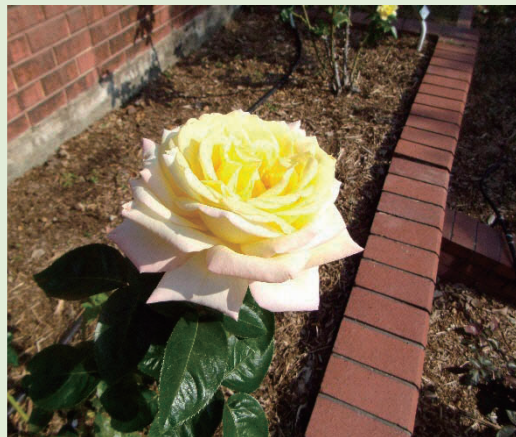
豊中市では、昭和41年（1966年）に市制施行30周年を記念して、市の木と市の花を選ぶための市民投票を行い、その結果に基づき、市の木を「キンモクセイ」、市の花を「バラ」に決めました。

キンモクセイは、公園や道路、住宅地など、多くの場所で植えられている樹木ですが、二ノ切池公園、市営原田苗圃には、市民のみなさまの出生や結婚、銀婚、金婚の記念に配付したキンモクセイを植栽するために整備した「記念樹の森」があり、秋には金色の小さな花や香りを楽しむことができます。

バラは、多様な品種がありますが、豊中市は非核平和都市宣言をしていることから、「ピース」という品種をシンボルにしています。市内には、豊島公園、二ノ切池公園、清谷池公園、ふれあい緑地の4つのバラ園を整備しており、春と秋に美しい花や香りを楽しむことができます。



市の木：キンモクセイ



市の花：バラ（ピース）

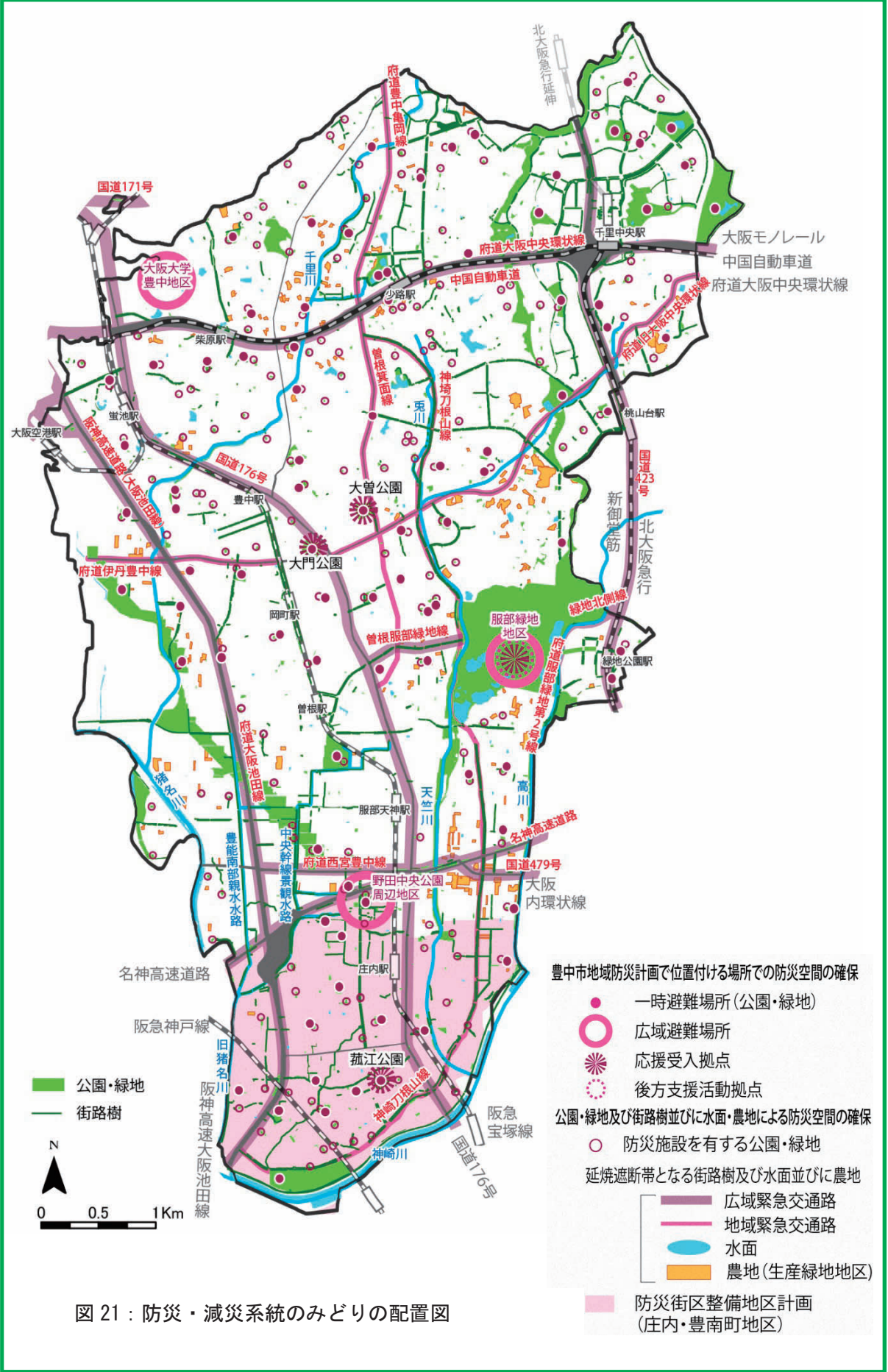


図 21 : 防災・減災系統のみどりの配置図

6. 都市公園の整備及び管理方針

みどりのネットワークを構成する要素の一つである都市公園については、その設置水準を示す市民 1 人当たりの公園・緑地面積が、「豊中市都市公園条例」に規定する標準値や大阪府内の平均値を上回る一方で、公園・緑地の誘致距離から外れている地域もあります。また、設置後 30 年以上経過する公園・緑地が半数以上を占める状況となり、公園施設の部分的な劣化や損傷が見られる状況となっているため、安全で安心して利用できる公園施設の老朽化対策やバリアフリー化などの対策が求められています。

(1) 整備方針

既存施設の有効活用に重点を置き、利用者のニーズや少子高齢化、健康志向などの社会背景などを踏まえて、総合的な機能の保全や向上、ライフサイクルコストの縮減、安全・安心の確保などを目的として、「長寿命化対策事業」や「安全・安心対策事業」などにより、都市公園の再整備や施設の更新を推進していきます。

また、市内には都市計画決定後、長期間整備に着手していない都市計画公園・緑地もあり、建築制限が長期化しています。このため、公園・緑地の誘致距離についての考え方を整理するとともに、長期未整備となっている都市計画公園・緑地については、必要性や実現性など、様々な観点から整備のあり方について検討します。

(2) 管理方針

公園・緑地の構造や利用、維持修繕、地域の地形や地質、気象の状況などを勘案して、適切な時期に巡視を行い、清掃や除草などの都市公園の機能を維持するために必要な措置を行います。

遊戯施設などの公園施設の点検については、適切な時期に適切な方法により点検を行うとともに、利用者の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあるものについては、1 年に 1 回の頻度で行うことを基本とし、損傷や腐食などによる劣化などの異状があるときは、効率的な維持修繕が図られるように必要な措置を行います。

また、都市公園の魅力の向上と活性化を図るため、地域住民などと公園・緑地の利用者の利便の向上に必要な協議を行うなど、地域との連携を図るとともに、主要な公園・緑地における民間活力を活用した都市公園のリニューアルや賑わいづくりの検討を行うなど、官民連携による公園づくりを推進し、公園・緑地の特性に応じた管理運営を行います。